

別表（第2条関係）

補助事業名	オフィス立地促進賃料補助
補助事業の目的	オフィスビル等の建物への入居による本社機能立地や、促進地域への事業所立地等を促進し、地域創生を進めることを目的として、オフィスビル等の建物への入居に係る賃借料に対して補助を行い、企業等が進出する際に要する初期コストを軽減する。
補助事業の対象となる者	県内のオフィスビル等の建物に賃貸借により入居し、立地促進事業等を行う者であって、次のすべての要件を満たす者。 1 平成27年4月1日以後に、新たに賃貸借契約を締結し、オフィスビル等の建物に入居すること。 2 初年度の交付申請を行う日において新規従業員が11人（促進地域内の建物への入居の場合は6人）以上であること。 3 上記1及び2のほか、補助金交付実施要領に定めるもの。
補助事業の対象となる経費	補助事業者が支払うオフィスビル等の建物の賃借料
補助率	補助対象経費の1/4以内で、入居建物が所在する市町と同額を補助
補助金の限度額	1 補助事業者あたり、月額750円/㎡、100万円/年度
補助期間	補助金交付申請を行った日から36ヶ月を限度とする。
経由機関	入居建物が所在する市町の企業立地担当課
適用除外する条項	第15条、第16条
その他の事項	申請等の書類はすべて日本語で作成すること。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	<p>(添付書類)</p> <p>オフィス賃貸借概要説明書（別表1） 賃貸借契約書（写） 立地促進事業を行う者であることを証する書類 新規従業員名簿（別表2）※ 新規従業員に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写）※ （※）初年度の交付申請に限り添付する。 誓約書（別紙1）</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>事業開始日若しくは知事の認定を受けた本社機能立地計画における移転日から6ヶ月以内又は入居建物が所在する市町への県と共同実施する賃料補助に係る補助金交付申請期限内（初年度の交付申請に限る。）各年度の事業開始日から2週間以内</p>
第7条第1項	<p>(<u>軽微な経費配分の変更</u>)</p>
	<p>(<u>軽微な事業内容の変更</u>)</p>
第8条第1項	<p>(添付書類)</p> <p>オフィス賃貸借概要説明書（別表1） 賃貸借変更契約書（写）</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>賃貸借変更契約後2週間以内</p>
第11条	<p>(添付書類)</p> <p>オフィス賃貸借実績説明書（別表3） 賃料の支払いを証明する書類（入居建物の所有者又は管理者が発行するもの） 入居建物の所在する市町の発行する補助金交付決定通知書（写）（県と共同実施する賃料補助に係るもの）</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>各年度の事業完了後2週間以内 3年間の事業完了後2週間以内</p>
第15条第1項	<p>(指定期日)</p> <p>_____</p>
第15条第2項	<p>(指定期日)</p> <p>_____</p>

